

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

本市は、平成13年3月に旧諫早市において策定していた「男女共同参画計画」を、平成17年3月の合併とともに新諫早市に引き継ぎ、平成20年4月に「第2次諫早市男女共同参画計画」を策定しました。その後、「諫早市男女共同参画推進条例」を制定したこと、同計画を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の規定に基づく基本計画として位置付けることに伴い、平成26年1月に改訂を行いました。あわせて、本市では、「諫早市男女共同参画推進センターひと・ひと」の開設をはじめ、「女・男フォーラム」の開催等の男女共同参画に関する様々な施策に取り組んできました。

国においては、平成27年8月に、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」を制定し、平成27年12月に「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」と「女性の活躍推進」を計画全体にわたる横断的視点として冒頭に位置付け、職場、地域、家庭などあらゆる場面における施策を充実する「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

県においても、平成28年3月に、女性の能力を十分に発揮できる社会づくりを一層進めるため、女性の活躍推進を強調し、施策の冒頭に位置付けた「第3次長崎県男女共同参画基本計画」が策定されています。

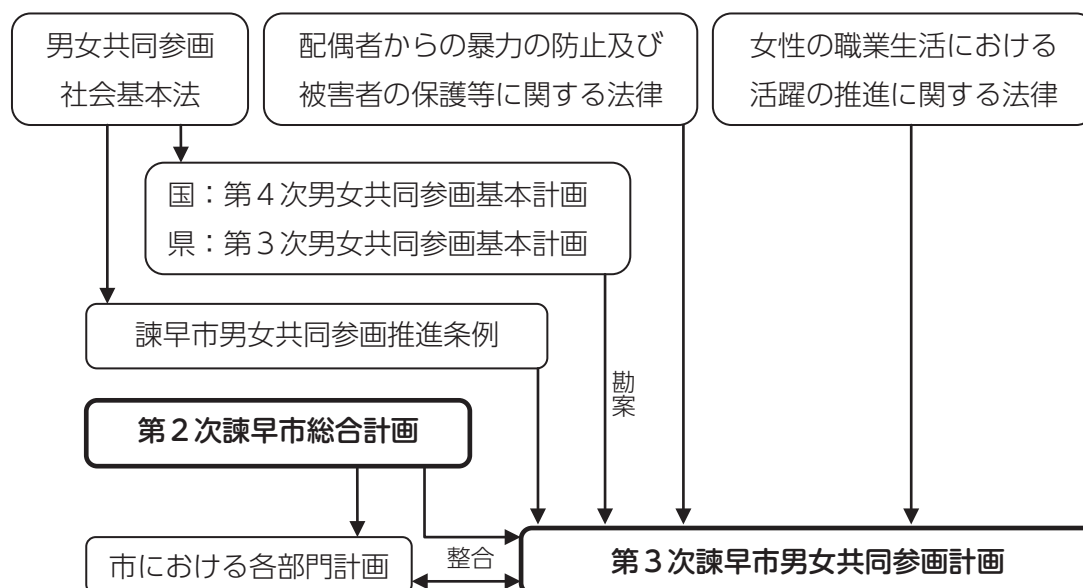
このようななか、本市においても、「第2次諫早市男女共同参画計画」は、平成29年度をもって計画期間が終了することから、これまでの成果や課題を踏まえ、計画の見直しを行い、社会状況の変化に対応した男女共同参画を推進するため、諫早市男女共同参画審議会のご意見もいただきながら、「第3次諫早市男女共同参画計画」の策定を行ったものです。

2 計画の性格・位置付け

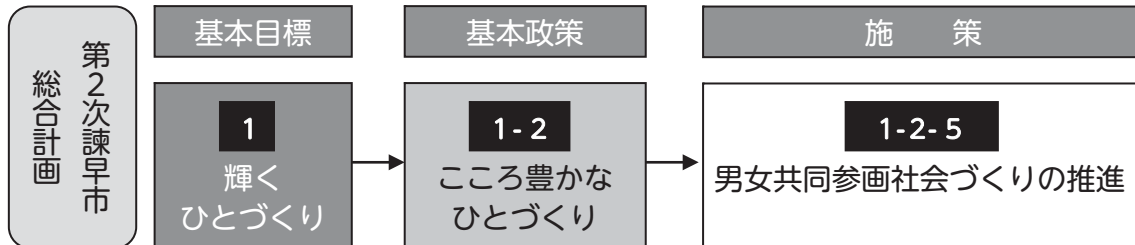
- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「諫早市男女共同参画推進条例」第10条第1項の規定に基づく計画で、その理念を踏まえ、国・県などの計画と整合を図りながら推進するものです。

第1章 計画の基本的な考え方

- (2) この計画は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開していく上で基本となるものであり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、市、市民、事業者等及び教育関係者が連携・協働して進めるものです。
- (3) この計画は、第2次諫早市総合計画（平成28年3月策定）及び諫早市男女共同参画推進条例（平成25年7月施行）の理念に基づき、男女共同参画社会の形成を推進するための行動計画です。
- (4) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての推進計画として位置付けるものです。（基本目標Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ及び基本目標Ⅱの重点目標5の施策の方向（2）が該当します）
- (5) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画として位置付けるものです。（基本目標Ⅱの重点目標5、基本目標Ⅲの重点目標9の施策の方向（2）が該当します）
- (6) この計画は、「第2次諫早市総合計画」をはじめ各種計画と整合を図りながら、国の男女共同参画基本計画や長崎県男女共同参画基本計画を勘案し策定したものです。



(7) この計画は、第2次諫早市総合計画の基本目標である「輝くひとづくり」の実現をめざすもので、基本政策「こころ豊かなひとづくり」の施策のなかに位置するものです。



3 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間とします。

なお、この計画は、社会経済環境の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行い施策に反映します。

4 めざす将来像・基本理念・基本目標

めざす将来像

この計画の推進によるめざすべき将来像は、「ともに生き ともに築く男女共同参画社会」とし、男女がともにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力が十分に発揮でき、あらゆる分野に参画できる、諫早市の男女共同参画社会の実現を図ります。

基本理念

(1) 【男女の人権の尊重】

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されるよう配慮されること。

(2) 【社会における制度や慣行についての配慮】

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮さ

第1章 計画の基本的な考え方

れること。

(3) 【教育の場における男女共同参画の推進】

教育の果たす重要性を考慮し、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画を推進する視点が採り入れられるよう配慮されること。

(4) 【政策等の立案・決定への共同参画】

男女が性別にかかわらず対等に、市の政策又は社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が、平等に確保されるよう配慮されること。

(5) 【家庭生活における活動と他の活動の両立】

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職場その他の社会のあらゆる分野における活動を両立することができるよう配慮されること。

(6) 【暴力の根絶】

セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス^{*1}等が個人の尊厳を侵す人権侵害であることを認識し、その根絶を目指すこと。

(7) 【国際社会の動向を踏まえた国の取組との協調】

男女共同参画の推進は、国際社会の動向を踏まえて行われる国の取組と協調して行うこと。

基本目標

諫早市の男女共同参画社会の形成のため、次の4つの基本目標を設定し、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、市、市民、事業者等及び教育関係者が連携・協働して取り組みます。

〈I〉 あらゆる分野における女性の活躍

男女共同参画とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことです。

女性の社会進出を促進するためには、女性の政策・方針決定過程の場への参画を積極的に進めていくことが重要であるため、審議会等への女性の登用などを促進し、あわせて、女性の活躍推進のため、女性の職業能力の育成・能力発揮の支

援に努めます。

また、働きたい女性が仕事と育児・介護等の二者択一ではなく、働き続け、その能力を発揮できるようワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けての取組を推進します。

家庭生活や地域活動において、役割が片方の性に偏ることがないように、男性の家庭生活への参画や地域活動への男女共同参画の視点が反映されるように努めます。

〈Ⅱ〉安全・安心な暮らしの実現

女性に対する様々な暴力は、女性に恐怖と不安を与え、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるため、暴力を認めない社会環境を整備するための啓発を推進し、暴力について相談しやすい体制を整備し、被害の潜在化を防止します。

また、男女の互いの性差に応じた健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組を推進します。

ひとり親等の女性や単身高齢者、障害者は、生活上の困難に陥りやすいことから、貧困等の困難に対応した実情に沿った支援に取り組みます。

〈Ⅲ〉男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

家族形態の変化やライフスタイルの多様化を踏まえ、男女がともに仕事や家庭に参画できるよう育児・介護等の環境整備を推進します。

また、依然として存在する性別に基づく固定的な役割分担意識^{※2}や性差に関する偏見を解消し、男女共同参画社会に対する理解を深めるため、広報・啓発、教育、生涯学習の促進に努めます。

男女共同参画社会基本法の基本理念の一つに「国際的協調」が掲げられています。市民の国際理解を深め、男女共同参画の視点に立った国際交流を推進します。

〈Ⅳ〉推進体制の整備・強化

男女共同参画社会の形成のためには、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランス等、広範かつ多岐にわたる取組を推進することが必要です。

そのため、庁内の推進体制を強化し、総合的・効果的に各種施策に取り組み、国・県・他市町、推進団体等との連携を図ります。

また、市民を代表する男女共同参画審議会から男女共同参画についての意見を聴き、男女共同参画の施策に反映させます。

※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から受ける身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力等のこと。

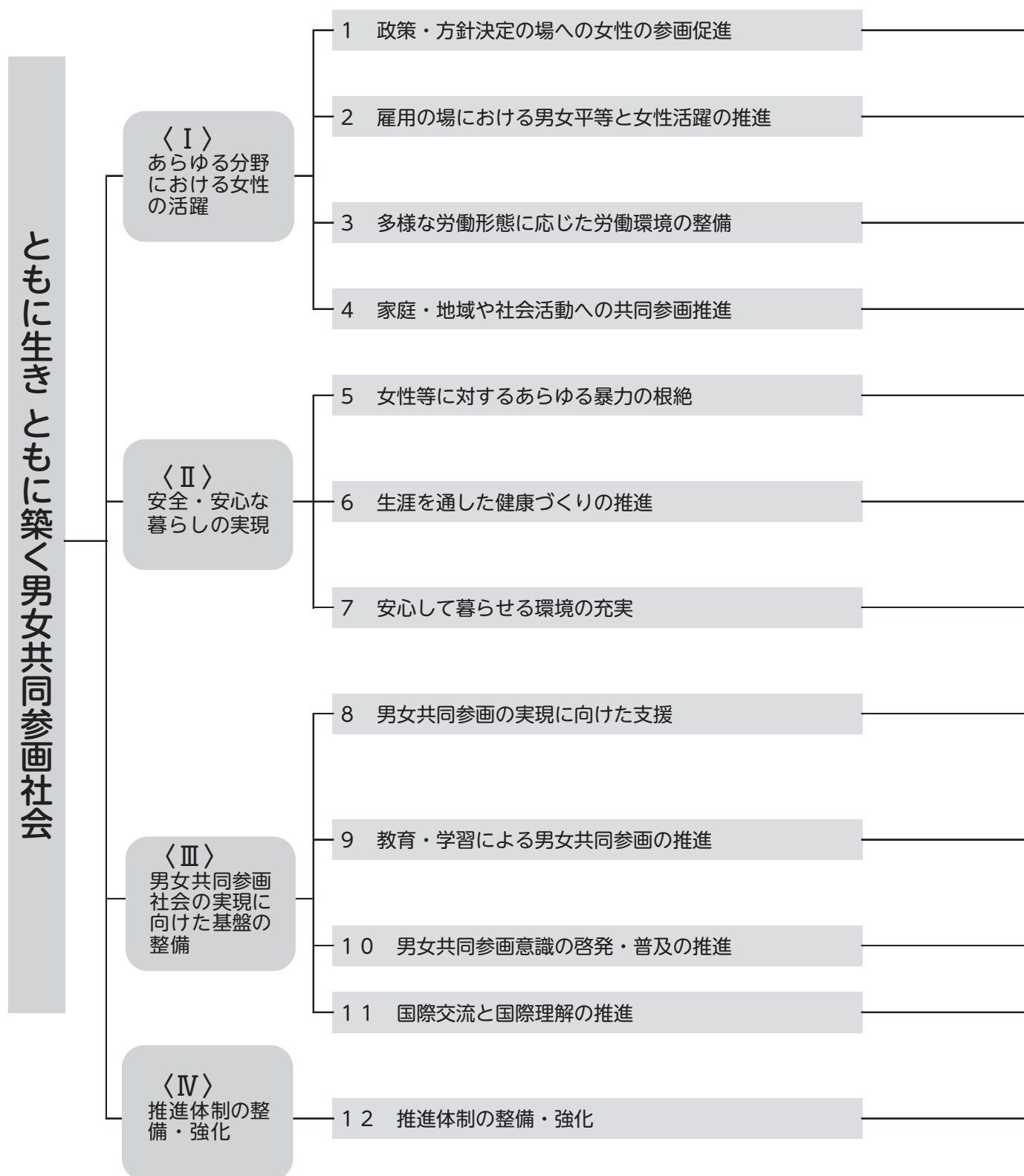
※2 性別に基づく固定的な役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性を理由として役割を固定的に分ける意識のこと。

5 施策の体系

【将来像】

【基本目標】

【重点目標】



【施策の方向】

(1) 審議会・役職等への女性の参画促進

(1) 雇用における平等な機会と待遇の確保

(2) 女性の職業能力の育成・能力発揮の支援

(3) 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進

(1) 男女がともに働きやすい労働環境の整備

(2) 女性の経済的地位向上と労働条件の整備

(1) 家庭生活での男女共同参画の推進

(2) 地域社会での男女共同参画の推進

(1) 女性等に対するあらゆる暴力防止対策の推進

(2) 各種ハラスメントの防止対策の推進

(1) 妊娠・出産・子育て期における健康づくり支援

(2) 乳幼児期から青年期における健康づくりの推進

(3) 成人・高齢期における健康づくり支援

(1) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人への支援

(2) ひとり親家庭等の自立支援

(1) 育児・保育の環境整備

(2) 働く男女の育児・介護支援

(3) 介護に関する制度の充実と基盤整備

(1) 学校・社会における教育・学習の推進

(2) 配偶者等からの暴力防止のための予防教育の推進

(3) 子どもの安全安心な環境の確保と健全な成長の推進

(1) 男女共同参画意識の調査及び広報・啓発活動の推進

(1) 国際交流・国際理解の推進

(1) 推進体制の充実